一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 (別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)		可

試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)		1	円	
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		
	(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4		
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5		
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6		
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		
試験研究費割合の計算	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	円	
	試験研究費 $\frac{(1)}{(8)}$			
税額控除割合の計算	(5)＝0の			
	(9)＞10％の場合の控 $((9)-\frac{10}{100})\times$ (0.1を超える場合は			
	連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 (7)＞8％ $\frac{9.9}{100}+((7)-\frac{8}{100}$			
	連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 (7)≦8％の場合 $\frac{9.9}{100}-(\frac{8}{100}-(7))\times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	13		
	連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 税額控除割合 ((10)、(12)又は(13))＋((10)、(12)又は(13))×(11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	14		

税額控除割合の計算	連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合 (7)＞9.4％かつ連結親法人事業年度が令和5年3月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100}+((7)-\frac{9.4}{100})\times 0.35$		15	
	(10)及び(15)以外の場合 $\frac{10.145}{100}-(\frac{9.4}{100}-(7))\times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)		16	
	税額控除割合 ((10)、(15)又は(16))＋((10)、(15)又は(16))×(11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		17	
税額控除限度額 (4)×((14)又は(17))			18	円
調整前連結税額 (別表一の二「2」)			19	
税額控除割合の計算	連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合 (9)＞10％の場合の特例加算割合			
当期税額控除可能額 ((18)と(22)のうち少ない金額)			23	
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の①」)			24	
法人税額の特別控除額 (23)－(24)			25	

「25」欄

一般試験研究費に係る税額控除（試験研究費の総額に係る税額控除）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和３年旧措置法第68条の９第１項」※１又は「第68条の９第１項」」※２

② 「区分番号」欄：「10620」※１又は「10640」※２

③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

※１　令和３年旧措置法第68条の９第１項（区分番号「10620」）
連結親法人事業年度が令和３年４月１日前に開始した連結事業年度である場合

※２　第68条の９第１項（区分番号「10640」）
連結親法人事業年度が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度である場合